

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和6年9月9日(月)			
会議時間	開会	午後2時15分	閉会	午後3時23分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉憲二		副委員長 佐藤幸淑	
	委員 小岩寿一		委員 千葉栄生	
	委員 佐々木久助		委員 岩淵典仁	
	委員 武田ユキ子		委員 千葉幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	石川主査			
出席説明員	小野寺まちづくり推進部長 ほか2名 阿部建設部長 ほか4名			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・中里市民センター建設工事について			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和6年9月9日

(午後2時15分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局からまちづくり推進部長、建設部長の出席を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、議長を通じて、まちづくり推進部長、建設部長の出席を求めることにいたします。

暫時休憩します。

(休憩 14:15 ~14:16)

委員長 : 再開します。

それでは、これより所管事務調査を行います。

初めに、中里市民センター建設工事についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 : それでは、本日は議会の一般質問の最終日でありましたが、この一般質問の終了後の御多用のところ、お時間をいただきましてありがとうございます。

中里市民センター建設工事につきましては、設計業務委託の契約図書で示した適用基準を満たしていなかったことが判明し、設計業者に修補の指示をしたところでありますが、修補が完了した成果物におきましても、工事監理者、施工業者からは施行困難な箇所が複数あり、このままでの工事継続は難しいというような報告があったところであります。

市では、令和6年7月1日からこれまで工事の中止はしていたのですが、8月1日から再度工事を一時中止し、設計の見直しなどの検討をしてきたところであります。

このたび中里市民センター建設工事に係る方向がまとまりましたので、説明をさせていただきますという内容です。

9月6日に行われました佐藤敬一郎議員の一般質問で、中里市民センターの供用開始時期のお尋ねがあり、修正設計に14か月、建設工事に15か月を要する見通しで、供用開

始の時期は今後、課題の整理や調整がスムーズに進んでいくことを前提としてではありませんが、早ければ令和9年4月頃を見込んでいるというように答弁をしたところであり
ます。

本日は、中里市民センター建設に係る修正設計と、全体のスケジュールについて、それから、建設工事の予算の取扱い、それから、設計者への対応について、これから説明をさせていただきます。

資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1の中里市民センター建設工事の経緯等ではありますが、(1)から(4)につきましてはこれまで御説明した内容ですので、省略させていただきます。

(5)になりますが、設計の見直し提案の検討による工事の一時中止というようなことで、令和6年8月1日から令和6年8月31日の31日間で行っていたところで、中止をしていたところではありますが、現在、令和6年9月30日までということで延長をしているところ
であります。

2つ目の修正設計業務委託についてであります。

当初設計の修補後に工事を再開したところではありますが、先ほど申し上げたとおり、工事監理者及び施工業者から施工困難な箇所が複数あるため、このままでは工事の継続が難しいという報告があったところ
でありました。

今後、この中里市民センターの建設工事を進めていくためには、既に施工済みのくいを活用することを前提条件として、修正設計を行うというようなことが必要であるというように考えて
おります。

この修正設計につきましては、業務委託期間につきましては記載のとおり14か月を見込むわけですが、この予算につきましては、現在開催中の9月通常会議の最終日に追加提案をさせたいというように考えて
おります。

それから、3つ目の全体のスケジュールについてであります。

修正設計はこれまで工事監理者、前にも議会での質問等で建設部長からも答弁しておりますが、工事監理者と協議していたというようなこととお話ししておりますが、工事監理者と協議を行ってきたところ
であり、14か月を要するというようなことで現在見込んでいるというようなこと
です。

ここに表記した期間につきましては、現段階での想定というようなこと
であります。

それから、建設工事は、こちらも15か月を見込んでいるところ
であります。

こちらの工事期間についても記載のものについては現段階での想定という
ようなこと
であります。

(3)のところ
で供用開始とありますが、こちらも先ほど申し上げましたように、今後課題の整理や調整がスムーズに進んでいくことが前提だという
ようなこと
で令和9年4月頃と
考えて
おります。

4つ目の建設工事の予算の取扱い
であります。

現在の建設工事の予算につきましては、令和5年度からの繰越予算となっております。

このため、先ほど申し上げましたように、令和8年度末までこの予算を繰り越すことはできませんので、今現在のところ
で一旦、現工事を打ち切り、出来高に基づいて部分払いを行うこと
としたい
と思っ
て
おり
ます。

なお、中里市民センターの建設事業費につきましては、改めて予算計上させていただき、事業を継続していくというような考え方であります。

(1)になります。中里市民センター建設整備事業費、これは繰越明許費の打切り、精算を行います。

現在の施工業者に対して、遅くとも工事の一時中止の期限であります令和6年9月30日までは精算と後片づけのため工事の再開、または契約解除を通知することとしております。

(2)です。

中里市民センター整備事業費の予算を新たに計上することとし、こちらについては補正予算、令和6年度から令和8年度までの継続費を現在検討しておりますが、この予算の提案時期についてはできるだけ早い時期に議会に提案させていただきたいというように考えております。

それから、5つ目の設計者への対応についてであります。1つ目が一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱の適用基準、工事完成後に工事検査などにより粗雑工事が判明したときに該当するということ、こちらでも一般質問で答弁させていただいたわけですが、設計者に対しまして令和6年8月27日付で5か月の指名停止措置を行っております。

また、2つ目ですが、契約不適合により生じた一連の損害につきましては、設計者に損害賠償を請求する準備を進めており、現時点では令和6年5月時点で支払い済みのものについて、まずは請求することとしております。

今後、金額が確定するものもございますので、そちらについては順次請求していく予定だということになります。

ここには書いておりませんが、地元の中里まちづくり協議会のほうへは本日説明した内容をもって、中里まちづくり協議会の会長、副会長にまず報告させていただき、地元で説明が必要だということであれば、改めて地元の説明会を開催させていただくということ今進めております。

本日の説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

委員長：それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いいたします。

質疑の方はありますか。

千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：お疲れ様です。

私からもちょっと2点について質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、4の建設工事予算の取扱いについてですが、今回、繰越明許になっているものを一旦打ち切って、令和6年9月30日までに精算をして片づけ、まず一旦この事業というかを打ち切って、また新たに計上するという流れというように解釈したのですけれども、そうすると今関わっている、この業者、入札で携わった工事

関係の業者の方々はまだ新たに選定するという形になるのかどうか、その確認と、もう一点は、この設計者への対応というところで、この指名停止5か月という措置を行ったとありますけれども、この指名停止措置というか、その基準という、判断基準となった5か月という判断になった経過を教えてくださいと思います。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：私からは、最初に4の工事の業者の関係だと思っておりますが、そちらについてお答えさせていただきますが、このまま、今の工事、入札と業者が選定されているわけですが、今後、いろいろこのままもし工事を中止した場合、今度は当市が損害賠償を負うようなことも考えられますので、そのようなことのないような方向、やり方を今考えているところであり、あくまでも入札は入札、契約は契約というようなことで行いますけれども、そういうような市が余計な経費をかけないような方向で今検討を進めたいというような考え方でおります。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：指名停止のこの5か月というところでございますけれども、一関市の一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱という基準がございまして、その適用基準の中に工事完成後に工事検査などにより粗雑工事が判明したときというものがございます。

今回こちらの内容に、完成した後に契約不適合が判明しておりましたので、これに該当させ、5か月というような指名停止措置を行ったところでございます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：4番のところですが、経費のかからないような方法を今模索中だということですが、ここで言えるものなのかどうか分からないですけれども、どれぐらいそういう方法があるのか、今考えているものを示せるのかどうか、候補になっているものが、検討している事案があるのであればお伺いいたします。

もう一点は賠償のところですが、完成した後に見つかったから5か月だという、その基準にのっとって5か月としたとありますけれども、それより重いものというものとなるとどういうものになるのか、設計関係に携わることだとすればどういうことがあるのかをお知らせください。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：入札の方法としては指名競争入札なのか、あとは随意契約なのかというようなことが方法としてあるわけで、その中で一番最適な方法を選択していくというようなことでもあります。

委員長：伊藤いきがいつくり課長。

いきがいつくり課長：この基準は様々ございまして、この過失による粗雑工事という部分に関しては、まず、工事施工中に粗雑工事が判明したときが2月、工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明し、市への報告が遅れたときが3月と、工事施工中に市により粗雑工事が指摘されたときが4月で、あとはさっきうちのほうが適用しました工事完成後に工事検査などにより粗雑工事が判明したときが5月、または当該粗雑工事の影響で完成工期が遅れたときが6月となっております。

こちらについては市の内部で協議いたしまして、この5か月というところで判断したところがございます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：分かりました。

工事の予算のところは了解いたしました。

その最後の設計の対応のところですけれども、この今の説明からいくと、十分その6か月に当てはまる工事の延期も伴っているというように私は解釈しますけれども、なぜその5か月にしたのかというところがちょっと私には理解しかねるのですが、何か明確な理由があるのであれば。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：過失によるというようなことで、粗雑工事ということで先ほど申し上げたのが市で定めている一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱であります。

その中で、こちらについては指名業者資格審査会などでも議論をしたところでありますが、今回はあくまでもそのものが出来上がってきて、粗雑工事が判明したのだというようなところの適用で、この工事の影響だけで完成工期が遅れているというようなものとの捉え方をしなかったということでもあります。

委員長：暫時休憩します。

（休憩 14：33～14：34）

委員長：再開します。

武田委員。

武田委員：まずはいろいろな方面で、このことで迷惑を被っている方々がたくさんいらっしゃるわけですが、その中で工事施工業者ですね、施工業者、これも設計に基づいて工事をやったり、途中でまたストップさせられたりとかでいろいろと、会社とすれば準備万端でその工事に着手できるようにとか、工事を請け負っていけばすぐ対応しなければなら

いという、そういう大変な、出費も当然ですが、会社が混沌としたような状況に置かれたのではないかと思うのです。

このことについての、金額的なものか何かで、見返りというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、保証というか、私はこの一連のものに巻き込まれたということで、会社とすればかなりの損失になったのではないかというように思慮するわけですが、そういったものについての考え方についてお聞きしたいというように思います。

それから、修正設計に14か月かかるということですが、通常はどのぐらいの期間で普通にこういった建物の設計を当初からするとすればどれぐらいかかるのか、それと比較してどうなのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、設計者への対応ということで、以前からいろいろと問題があったから損害賠償が発生するというようなことは伺ってございますが、ここに書いてあるのを見ますと、金額が確定するものについては順次ということで、金額は当然今確定はしていませんが、そういう損害賠償となり得る案件というものを今どのようなものについて考えておられるか、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：最初、私から1つ目の施工業者、これは工事の関係でよかったですよね、工事の請負、工事事業者で。

今保証みたいなお話だったのですけれども、それとあとは3番目の損害賠償のことについてということをお答えさせていただきますが、まず、その施工業者については、4の(1)に記載のとおり、一度工事をここで打ち切りますけれども、このための精算をしっかりとさせていただくというようなことであります。

かかった分、かかっている分がありますので、ここまではきちんと変更契約を結ばせていただくというような予定であります。

この分についてはそういう形で整理をしているというようなことであります。

それから、3番目の損害賠償ですが、現在は今回行おうとしている分は計画変更の確認申請等にかかった手数料や、それから、構造計算の適合判定を行った分がございます。

それから、あとは職員がこの分に携わった時間外勤務もございますので、こちらについて、今第1回目の請求を行おうとしているところでございます。

今後、これからきちっと整理していかなければならない分が、この関係で一時中止した期間もございますので、そういうところの共通費などもかかっているわけでございますので、検証にかかった時間というのがありますので、そういうものなども請求の対象だというように考えておりますので、こちらについては整理ができ次第、請求をしたいと思いますというように考えております。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：発注者側で想定している標準的な工期についてですけれども、まず実施設計、構造計算をして詳細な図面をつくる実施設計を大体10か月ぐらいが標準的な工期というように

今考えています。

それに積算作業というのがありますけれども、それが3か月ぐらいなので、実施設計と積算作業で13か月で、そのほかに検証と修正、今回くいを既に施工済みなので、そのくいを活用というか、利用するのが前提条件になりますので、そういった修正の検討、検証及び修正にどれぐらいかかるかというのは実際は標準的なものがないので、それについては工事監理者のほうからその見積りというのですか、工数を提示していただいて、それを見ると大体基本設計ぐらいの工数なので、基本設計であれば5か月ぐらいなので、発注者側で考えている標準的な工期としては18か月ぐらいが必要ではないのかというように考えております。

それに対して工事監理者のほうで提示してきた工期が14か月というようなことです。

委員長：武田委員。

武田委員：今の指名停止事業者の設計事業者に損害賠償というようなものと、それからあとは工事施工者に対する精算というのが何となくリンクするところが出てくるのかなど。

当初通常はその工事が順調にいけば、こうこうしかじかとお互いに契約の内容にこの記載がある支払いとか、請求とかというものがそこに横たわっているわけですが、今回このような再三にわたり工事の停止だったり、再開だったりとかという、こういう翻弄された部分というものについては、やはり事業主とすれば従業員を確保するために大変な費用がかさんでいるという部分というのは見えてこない部分というのは結構あるというように思うのです。

そういうものが今度の精算の中の計算の中に、明細の中に上げる必要があると、私は民間業者とすればあると思うのです。

あるのです。

今、首をかしげていらっしゃる方々は、それはないという感覚なのかというようにも思いますが、私は企業とすればあってしかるべき、そういうものはきちっとした対応をするためにはそういう下準備をいつも整えておかなければならないと、それが費用に加算してもらえないとなると、これは大きな損害に当たるわけですが、そういった部分まで私は今度は指名停止事業者、設計事業者ですか、そこにはそういったものを丸々保証させるべきだと、そういうことをしていかなければ回りませんよということを申し上げておきたいのですが、そういうことについてどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：今回損害というか、中止に伴って要した費用というものを計上しております。

それについては、例えば監理技術者を、3か月専任なので、その現場に専従というか、させなければならないその費用であったりとか、あとは仮設資材のリース代だったりとか、そういったものは中止期間中に要した費用ということで、工事の中で積算して計上すると。

そのほかに、例えば施工業者がこういったものに、下請を押さえておくためにこういう費用がかかったのだというのがあれば、それはやはり協議して、確認できれば支払うことができるのですけれども、今回はそういったものがあれば計上できると思うのですけれども、そこら辺を定量的にきっちり示していただければ多分計上ができると思います。

今回はちょっとそれは全てが出てきたわけではないような気がするのですけれども、それを計上して支払ったとすれば、その支払った分については損害賠償でその設計者のほうに請求していくことになると思います。

今回は一応その協議で施工業者と話し合っただけで、損害というか、要した費用がどれぐらいかかりましたというのを話し合った上で計上しているので、おっしゃられた費用が計上されていれば見た可能性はありますけれども、今回は計上されていないかもしれないです。

委員長：武田委員。

武田委員：いずれ今回、契約の問題でいろいろと私どもも勉強させていただきました。

工事事業者というか、そういう入札に参加しなければならないとか、参加するその事業者たちはそれなりに意を配さなければならないことが多々あるのだなということを知りました。

そういう中で、今回はそういう計上はないということですが、全くこのようなことというのはあってはならないことですし、珍しいケースというか、もしかしたらその業者は初めてのケースかもしれません、このように翻弄させられて。

でも、それを請求すれば、次の入札とか、工事とか何とかに、何かしら心配事が残るといのは人情的に感じることも私は想定内だということに思っていますので、いずれこちらの場合は誰がどうのこうのと言ったことはあるにしても、そういったこの工事施工事業者に対しては市が全面的にそういった損失がないような、そういうことも協議の中では意を配していただきながらきちんとした事業が継続して、長く地元の企業として発展してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

委員長：岩淵典仁委員。

岩淵委員：一問一答でお願いします。

まず、1点目は、前回はこの中里市民センターの建設工事についての説明、総務常任委員会は7月31日ですよね、その資料は委員にもちょっと共有したいと思いますけれども、そのときに出た話の中で、そこでのまず質問は3つぐらい案があると。

それは今回も1つの案かもしれませんが、それを継続する案だったりとか、いろいろな3つの案があったということでしたけれども、それが今回の決定になった、ほかの案がどういうものだったのかというのをまず教えていただきたいのと、それと、前回の資料を見ると、工事期間が令和6年8月31日まで延長するという説明でしたが、今

回の資料を見ると、それが令和6年9月30日までになっていたのですけれども、そこら辺の経緯がまずどうなっているのかが、前回の振り返りからすると2問目です。

3つ目は、今回の最終案をいつの段階で決定したのか、今日説明が入っていますけれども、先ほど一番最初に触れたように、9月6日にはうちの会派の佐藤敬一郎議員が質問したときに、本来であれば、あの中できちんと市民への説明責任、議会への説明責任をするべきだと、私はこの常任委員会の前に、決定していたのなら、だからいつ決定したのですかという質問をしているわけですがけれども、まずその点、いつこの件が決定したのかどうか、お尋ねしたいと思います。

大きな2項目は、4の(1)にありますけれども、結局、今回今までかかっている中里市民センターの整備事業費というものがまずどれだけの額なのか、今回は令和5年度の決算の額は分かりますけれども、それ以前からも恐らくあると思うので、現在までの総事業費がどのような額なのかをまずこの4の(1)という総事業費を教えてくださいと思います。

それと、最後の大きい項目は、1の(2)なのですが、結局1の(2)のときにも大きな契約変更をしているわけでありましてけれども、今回の結論のようなものがこの時期に示されていれば、これだけの期間が、無駄な期間がなかったと思うのですが、改めて今回の案が遡って、最初にその疑義が出た後の契約変更のときに今回のような案が示せなかったのかと、改めたのですけれども、その部分について最終的にこれは何を聞きたいかというところを消したいがために、これについてこの時期ではなく今の時期になってしまったものについて教えてくださいと思います。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：3つの案ですが、大きくは2つの案でした。

それは部分的な、部分的というか、修正設計を行う、あるいは一からやり直す、その2案です。

その2案のうちその工事監理者が修正をする、あるいは一からやり直すというのが2つで、1つは現というか、設計者が修正設計を行うというのでそれが3つの案でした、大まかに言うと、ということです。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：次が令和6年7月31日の前回の総務常任委員会では令和6年8月31日までの工事の一時中止というようなことで、岩淵委員は今回延長がなぜ、どのようにかかったのか、かけたのかというようなことと、なぜ今の時期の説明かというように捉えましたので、そのことについて経過をお話しさせていただきますが、8月31日の工事一時中止というようなことで進めておりました。

その間、今、建設部長が申し上げたように、工事監理業者からの提案の内容などもきちんと精査しながら、ただ、市としてどのように進めていくかというようなことも交渉

をしていた、交渉というか協議をしていたわけでございます。

その答えが、時期が、明確ではないのですけれども、どうしても8月の下旬になってしまっていた、話がまとまるのが8月下旬になったと。

もう8月下旬になり、そのまま工事が再開できなかつたので、大変申し訳ないけれども、こちらのほうで工事の延長をかけながら、今回議会のほうにもどのような手続で進めていくかというようなことを説明しなければいけませんので、今回この時間の取れた、もっと急いで行いたかったのですが、なかなか議会の通常会議の開催もあり、時間も取れませんでしたので、今日のところになったというようなことであります。

8月中に開ければよかつたのですが、その時間的な軸がどうしても定まらなかつたので、ぎりぎり8月31日の回答を待ちながら、どのようにするかというようなところは検討していたところであります。

3つ目に、最終的にいつ市の方針として決めたのかというようなことなのですが、これを8月中に最終的な方向性を確認し、9月3日に内部協議で完全に市の方針として固めたというような、これで進むことを内部で意思決定したというような状況であります。

それから、総額、後でいきがいつくり課長のほうから説明しますが、5つ目の最初にもっと早くこれを決めていれば、考えていればというようなことでありましたけれども、これについては、こちらの説明資料の1のところに記載しておりますが、最初は疑義から始まっており、それを全て内容を検証して、一度再開はしましたが、やはり内容に不備があるというようなことで今度は修補をさせたと。

ちょっとすみません、この1の流れで建設部長から、再度もう一度説明します。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：6月3日の変更時に今の形で契約できれば早かつたのではないかというお話ですけれども、ちょっと段階がありまして、一番最初は設計の内容が、さっきまちづくり推進部長が言われたように疑義があつたと。

その内容というのが建築基準法に準じていない部分があつた、あるいは、その設計図書の仕様書を満たしていない部分があつた、そういう疑義が生じたので、修補として修正設計を設計者にさせたと、その結果が出たので、その内容に合わせて変更契約を行った、それが令和6年6月3日です。

その内容に基づいて、今度は施工に入ろうということで、施工業者と工事監理者が施工図という図面をつくるのですけれども、施工するために、それをつくって施工計画を立てているときに、その設計の内容が、非常に施工がしにくい、具体的に言うと、過密鉄筋という鉄筋が多過ぎて、なかなか施工がしにくいものだということに気づいた。

それがやはりちょっと看過できないということで、さらに修正が必要になつたというのが今回になります。

なので段階的に2回あつたということです。

修補による修正、それで今回、その修補による設計がやはり無理があつたので、施工に支障が生じる可能性があるので、さらに修正設計が必要だというのが今回になります。

市のほうとしては、一番最初のその基準法を満たしていないのではないかとあるとか、

仕様書を満たしていないのではないのかというような、表面上ではなかなか分かりにくくて、この構造計算の結果とか、計算を回してみないと分からない部分もあるので、その時点で、完成検査の時点で気づくのはやはり難しかったのではないのかというのが見解です。

委員長：伊藤いきがいつくり課長。

いきがいつくり課長：中里市民センター整備事業費のこれまでの支出でございますけれども、令和4年度が2,212万7,270円、令和5年度が令和4年度からの繰越し部分で3,622万5,403円で、令和5年度の現計が1億4,054万6,100円、トータルが1億9,889万8,773円になります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：では、1番目の振り返りのところからですが、結論から言うとまとまったのは令和6年9月3日ということですね。

ですので9月6日敬一郎議員が質問したときに、確かに今回のような説明はありますけれども、一番大事なその工期の部分だとか、そういった中身については質問がなかったから答えていないというようなことなのか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：答えていました。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：全部答えているのですか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：工期の修正設計と建設工事と、あと最終的な供用開始がスケジュールで。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：スケジュールを言っている、分かりました。

では、1問目の部分に関しては理解いたしました。

再質問の最後の項目のところですが、これはちょっと敬一郎議員からのやり取りの中でしか分かりませんが、かなり敬一郎議員は勉強されて、最初の段階からこの設計自体が、もっと疑わしいことはいろいろ調べながら、議員のレベルでどうやったのかは分かりませんが、かなり調べられて疑義を多分当局にも問いただして、

6月通常会議にも言った、一般質問でもして、今回もやっている中で、やはり確かにこの流れとしては今ではしようがないのだということになりますけれども、そこら辺の部分の経過の中で、当局の中でも全てそれについてクリアされていて現在になっているのか、つまり市側としては問題なく遂行されてきているというような判断でいるのかどうかを、最後にちょっとお尋ねします。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：市としてはやはり気づくことができなかったというのが認識です。

第2段階の施工的に難しいのではないかについても、実際に施工図を起こさないとはつきりとは分からないはずなので、敬一郎議員が施工図を起こしたかまでは分かりませんが、例えば、これは若干標準に比べると鉄筋量が多いなぐらいは分かりますけれども、それを実際どういう形で現場で鉄筋を組んでいくのか、鉄筋だけでは組めないで、段取り筋と呼ばれるそれを保持する鉄筋も必要になってくるので、そういうのも含めて過密でコンクリートが入りにくいところまでは、職員が実際にその施工図を起こさない限り分からないと思っております。

なので、今回はやはり施工業者と工事監理者が、多分施工業者がメインになって施工図を起こしたときに、これはちょっと難しいのではないかという話になって、その疑義というか、意見があって、そこから工事監理者に詳細な検証をお願いしますよという検証をお願いして、それで3案が提示されたというような流れできておりますので、職員が気づくのはやはり相当非常に難しいというように認識しております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：私からちょっと2つほどお聞きいたします。

まず、今後のスケジュールのところでございます。

修正設計が令和6年10月から入るところなのですが、今回の反省点を含めて、再発防止にもつながると思うのですが、これから始まるこの修正設計に対して、市はどういった関わり方をして、設計段階でのミスを未然に防ごうとしているのか、お伺いします。

もう一つは、工事が令和7年12月から一応開始予定ではあるのですが、それまでの現場の外観といたしますか、今は囲われているような状況だと思うのですが、そういった外観的な部分というのはどのように、あと1年以上ありますけれども、どのようなものになっていくのか、お聞かせください。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：まず、設計については今回指摘された間違い、至らなかった部分については間違いなく確認はするというように考えています。

できるだけ定期的にとというか、密に打合せを実施して、一つ一つそれは確認していく

ということに尽きるかと思えます。

あとはその工事監理者についてもある程度設計の内容を熟知しているので、そこら辺も詳しく説明してもらいながら再発防止というか、さらに職員の技術力も向上できるような形で進めていければと思っております。

現場については、囲いも撤去することになると思えます。

なので、着手する前の状態に一旦戻す形になります。

くだけは施工が終わっているので、その部分が残土とかも幾つか残っていたりするのですけれども、そこについてもきれいに生成して、一旦着手前の状態に戻した形になります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：ありがとうございます。

まず、設計に対しての市の取組なのですが、職員が定期的に密にというようなお話だったのですけれども、この確認に関わる職員は今回のこの設計を確認した職員なのか、また違う職員なのかを教えてくださいたいのと、あと1人で、今までもそうなのですけれども、1人で確認しているものなのか、第三者確認ではないのですけれども、数名で確認しているもののかも教えてくださいたいと思えます。

あと外観の部分に関しては、くいはそのままですよというようなお話なのですけれども、安全が確実に担保されているのか、その保証といいますか、そこを地域の方にも説明をしていくとは思うのですけれども、そこをちょっとお聞かせください。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：まず担当ですけれども、当時というか、今まで担当していた職員はやはり1名がメインで、そこを補佐するような形だったのですけれども、これからは担当職員が数名で担当してもらうような形に変えていきたいと思えます。

できる限りメインの担当は2人か3人ぐらいなのですけれども、さらに関われる職員がいればできるだけ関わってもらって、双方にチェックできるような形にしていきたいと思っております。

あと現場のほうの安全確認というのは、くい自体のという意味、それとも人が入ってきて危ないとかということですか。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：全てにおいて、くいが残っているということも含めて。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：くいについては見えない形になる、完全に見えないようにフラットな状態で仕上げま

すので、そこに人が歩いて入ってきたとしても例えばつまずいたりとかするようなことにはならないような形で仕上げる予定です。

基本的には人が入れないように仮囲いは取りますけれども、人が入れないようなその囲いというのですか、トラロープで囲うような形にはする予定です。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：設計の確認の方法は分かりました。

最後、外観のほうなのですけれども、せっかくそこまでやっていただけるのであれば、当然地域の方にも説明するときには口頭とかでお話しするとは思いますが、看板ですとか、立入禁止の看板ですとか、そういったものまで細かい配慮もお願いできればと思います。

これは意見です。

以上です。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：説明の中で一つ、一点漏れていた部分があったので、すみません、追加で説明させていただきますが、4のあたりにはなるのですが、工事はなるべく新たに計上してというようなことではあったのですが、今回工事が(2)の新たな予算、新たな契約にはなるというようなことでありますので、現在、1者指名停止している業者がございますので、こちらについては、そちらのいろいろな考慮ができない、考え方としてまるっきり新しい契約を結ばざるを得ないというようには捉えているところであります。

24か月の指名停止でありますので、この間どのような形になるか分かりませんが、そういう契約はいずれできないので、こちらについては新たな業者になる可能性が高いというように思っております。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：別件で、私、先ほど発言で間違いがあったので、6月3日に工事の変更契約を実施したというお話をしましたけれども、これは工期の変更だけなので、実際に中身までは変更はしておりませんので、ちょっと間違った発言でしたので、訂正したいと思います。

委員長：武田委員。

武田委員：先ほど聞き忘れました、今回の説明ですと、修正でいくと、修補でしたっけ、いずれ今やっている、これまでできているものを生かしてやるか、ゼロにするかというようなその選択を、前回のときにどうするか検討していくという話で、今回それの中で今日お話があったような方法でやるということになった、その内容を、検討事項というか、どうしてこうなったのかについて説明をいただければ。

ゼロもありますよねという話だけれども、そのとおりですというお話がありましたから、ゼロからではなくなつたという、私は実際にはあそこが妥当なのかという話からも本当は掘り起こしたいところがあったのですが、それはまず置いておきます。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：ゼロからというのはやはりくいが既に施工されていることもあるので、やはりそれは当然生かした形で設計するのが妥当だろうということで、修正設計で対応するというようなことを判断したところです。

委員長：武田委員。

武田委員：じゃあ私が前回聞いたときに、ゼロもありかと言ったらそれもありますと言ったことについての検討が全くなされなかったというわけですか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：そうではないです。

可能性としてはありますけれども、例えばくいを全て取ってしまうとか、そういうことも選択肢の中に含まれてしまうので、それも含んで検討した結果、やはりくいを生かす、あるいは配置計画についても生かしたほうがやはり現実的だろうという、そういう判断です。

全く検討しなかったわけではないです。

委員長：武田委員。

武田委員：それによって工期がまたさらに延びるということも懸念材料としてはありますが、その一般質問をお聞きしている中では、やはりくいそのものが、上物がそのままという状況でのその設計上、そのとおりということで当初の計画でくいを工事したと。

それから、今回は変更してやれば恐らくいろいろな部分で当初のくいとの違いがあつて、それが長年の中で何か影響するのではないかという素人の心配があるわけですが、そういうようなことも検討した中で、そのくいは今回新たな設計変更した状況の中でも何ら影響はないという判断をされたということで理解していいのですか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：検討した上でというか、影響しないような設計を実施するということです。

くいは既にありますので、そこにまたもう1本、2本増える可能性もありますし、あるいはその上につくるその躯体の重量が増えてしまう可能性もあるので、増えたら例えば一部鉄骨構造にするとかという、そういうような可能性もありますけれども、それも

含めて影響がないように修正設計を実施する予定ですということです。

委員長 : そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : それでは、今回のこの説明があった内容で、とにかく令和9年4月と、改めて見たら設計が始まったのが令和4月11月、実施設計、だから下手すると5年ぐらいかかって完成するという大変地元の皆さんの御期待に本当にだんだん遠のいていく感じで、非常に私どもとしても気が重いのですけれども、そのほか質疑がなければ、以上で中里市民センター建設工事についての調査、そして質疑を終わりたいと思いますが、いいでしょうか。

委員長 : 阿部建設部長。

建設部長 : 一応その要綱の中では、工事完成後に検査などにより粗雑工事が判明したとき、5か月で、粗雑工事の影響で完成工期が遅れたときなので、これは業務に読み替えて、業務の、工期が遅れたとき6か月ですけれども、これは工事を業務に読み替えるので、その業務そのものがその粗雑業務により遅れたわけではないので、業務そのものは予定どおり終わっているんで、終わった後で間違いが見つかったので5か月、そちらのほうを採用したということです、設計業務の。

委員長 : 暫時休憩します。

(休憩 15 : 15～15 : 18)

委員長 : それでは、再開します。
以上をもって調査を終わります。
大変ありがとうございました。
職員退席のため、休憩します。

(休憩 15 : 19～15 : 23)

委員長 : それでは、再開します。
次に、その他に入ります。
委員の皆様から何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければその他を終わります。

これもちまして、本日の委員会を終了します。
御苦労さまでした。

(午後 3 時23分 終了)